

## 高島市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき平成26年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成26年6月19日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 山川 恒雄

### 1. 監査の期間

平成26年5月9日から平成26年6月18日まで

### 2. 監査執行年月日および監査執行対象機関名

監査執行年月日	監査執行対象機関名
平成26年6月10日	マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室
	会計課

### 3. 監査の範囲

平成26年4月から同年5月までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

### 4. 監査の方法

監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ5.の資料について提出を求め、この中から抽出により関係書類および諸帳簿等を求めるとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況および内容等を聴取し、監査を実施した。

### 5. 提出資料

- ① 職員数等調書
- ② 事務分掌表
- ③ 重点事務事業調
- ④-1 指名競争入札に関する調
- ④-2 随意契約に関する調
- ④-3 用地買収契約状況調
- ④-4 補償契約状況調
- ⑤ 補助金および負担金交付状況調
- ⑥ 各種研修会・視察等参加状況調
- ⑦ 各種行事・講演会・研修会・教室等開催状況調
- ⑧ 各種団体等事務取扱調
- ⑨ 保管金等調
- ⑩ 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- ⑪ 懸案その他特に苦慮する業務の概要

## 6. 監査の結果

本年度の監査等計画の基本方針により、財務に関する事務の執行状況に加えて、補助金交付の効果・有効性の検証、保管金等における内部統制の有効性、随意契約・変更契約の理由および手続きについて、重点的に監査を実施した。

監査の結果は、財務事務の執行は、概ね適正と認められた。

なお、改善が望まれる事項および意見等は次のとおりである。

### <各支所、振興室>

#### ○保管金等における内部統制の有効性について

提出資料の⑧各種団体等事務取扱調に記載されている公金外現金の経理帳簿の内容や通帳・印鑑の保管状況について確認したところ、計数は符合し会計処理も概ね適正に行われていた。

これら公金外現金の取扱については、「高島市における公金外現金の取扱要領について」（平成19年10月31日付け通達）に基づいて適正に処理するとともに、年1回の検査のみならず、所属長が年度途中で計数符号の確認を行うなど、有効な内部統制システムを実行されたい。

また、この定期監査の対象部署である各支所においては、各税や料金、手数料の収納事務のための釣銭を保管しており、事前調査において実査したところ、現金の保管状況は概ね適正であった。

#### ○補助金交付団体の自立に向けた支援について

魅力ある地域づくり事業補助金について、補助金交付要綱が今年度より改正され、補助対象となる6事業ごとに、補助率の統一や補助上限額、補助終期の設定について見直しがなされた。その中で、地域の市民団体またはグループが行うまちづくり事業への補助について、補助率は2分の1以内、2年以上連続して行う場合の補助期間は3年を限度とされた。当補助金の目的である協働によるまちづくりを推進する上で、団体等との相互連携と協力は欠かせないものであるが、団体等への長期にわたる補助金の交付は団体等の自立や自助努力を損ない、また、事業に対するの改善意識、コスト意識の低下を招くことも考えられることから、今回の補助金交付要綱の見直しについては評価するものの、今後においては、補助事業に対する適切なアドバイスとともに、各団体等の自主・自立に向けた支援に努められたい。

### <会計課>

#### ○物品管理について

市の物品管理について、平成19年3月に「高島市物品会計規則」を制定し、規則に基づき取り扱われているところであるが、規則制定以前の取得、保管物品については、備品台帳が未整備となっている。適正な財産管理や不正リスクを回避するためにも、備品台帳の整備は必要不可欠であることから、早急に各所属が保有する物品について全庁的に調査し、適正な備品台帳となるよう整備されたい。

#### ○公金取扱マニュアルについて

昨年度に発覚した現金不適切管理事案を受けて、「(仮称)公金取扱マニュアル」の作成を指示されているにも拘らず、いまだ着手されていない。このような姿勢では、

全庁的に自浄能力が欠如しているものと受け止めざるを得ない。市役所における公金等の管理体制を統一し、より適正な公金管理を図るため、早急にマニュアルを作成されるとともに、各担当部局に対し、公金の取り扱いについて、周知徹底されたい。